

ボイラー等管理業務処理要領

この要領は、業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、受託者が必要と認めた業務もしくは、甲が管理上必要と認めた業務は委託料の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務の対象

北海道社会福祉事業団福祉村内に設置の空気調和機・送風機・排風機及びボイラー並びに附属機器給水・排水・プロパンガス・消火・給湯設備等及び屋外福祉ホーム。

2 委託業務の概要

次の事項について業務を委託するが、細部については、別表1にて示す内容とする。

- (1) 空気調和機・送風機・排風機及びボイラー並びに附属機器の運転業務
- (2) 空気調和機・送風機・排風機及びボイラー並びに附属機器の保守点検業務
- (3) 各室内外の温湿チェック及び測定業務
- (4) 給水・排水・プロパンガス・消火・給湯設備等の保守点検業務
- (5) 前各号に関連する附帯業務

3 管理体制

- (1) 通年6名による宿直、日勤、夜勤の体制をとること。
- (2) 地下ピット点検、ボイラー性能検査、床暖準備作業等などの日中作業等が見込まれる場合は、日中3名体制とし、利用者の安全確保や点検時に必要な人数を確保すること。

4 委託業務の報告

委託業務契約書第8条に基づく報告書は、別紙ボイラー日誌により乙は甲に毎日報告しなければならない。

5 その他の事項

(1) 防火管理業務

ボイラー室・電気室・発電室・中央監視室・宿直室・各熱交換室の防火管理業務については、北海道社会福祉事業団福祉村消防規定の定めるところに従い処理するものとする。

(2) 委託業務の設備補修

保守点検により発見した不良箇所については、軽易なものはすみやかに補修し、経費の伴うものについては、甲に報告すると共に応急の措置をするものとする。

(3) 器具・工具及び消耗品の負担

委託業務のために必要な器具・工具・消耗品及び備品等は甲の負担とする。

(4) 委託業務処理上の留意事項

①業務に支障のないよう事故を未然に防止するため、消防法・ボイラー及び圧力容器安全規則その他関係法令に定められた基準を遵守し、事故防止に努めるものとする。

②熱管理については、熱勘定・燃焼の合理化及び排熱回収に努め、熱を最も有効に利用するものとする。

(5) 施設の使用等

乙は、業務委託の委託に当たっては、北海道社会福祉事業団福祉村が設置した設備備品を使用する。

6 契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。